

令和6年3月18日

報道機関各位

吉川市政策室主幹

公立保育所における不適切保育の発生について

令和5年7月に吉川市立第二保育所において、市職員による不適切な保育事案を確認し、同月に内容の公表と保護者説明会を開催しました。

その保護者説明会において別の事案に関する発言があったことから、改めて平成30年度以降に公立保育所に在籍していた全ての保護者へ書面を送付し、事実確認を進めてまいりました。

その中で、令和4年度に吉川市立第一保育所において、2名の保育士が特定の子どもに対して、自身や他の子どもの怪我につながるような行為に関して口頭で注意をしても分かってもらえないことを理由として、こめかみに拳を当てて回すという不適切と認めざるを得ない行為があったことを確認しました。

上記事実の確認後、令和6年2月27日に市担当課長と当該保育所所長で対象となった子どもの保護者に対して事案内容の説明とお詫びを行っております。

また、令和6年3月15日に保護者説明会を開催し、内容の説明とお詫び、再発防止策について説明を行いました。

1. 今回確認した事案の概要

令和4年度に2名の保育士（会計年度任用職員）が1名の子どもに対して、こめかみに拳を当てて回した。

2. 令和5年7月に公表した事案の概要

平成30年度から令和3年度にかけて、1名の保育士（副主査）が躰や戒めとして、以下の不適切な保育を行った。

- 平成30年度に1名の児童に対して、1回こめかみに拳を当てて回した。
- 令和3年度に1名の児童に対して、1回こめかみに拳を当てて回した。
- 令和3年頃に児童の突発的な行動を制止するため、複数の児童に対して頭を叩く、奥襟を掴んで制止することが複数回あった。

3. 再発防止策

今後、同じような事案が発生しないよう以下の取組みを実施し、再発防止に努めてまいります。

- 職員の専門性、人権意識、管理者のマネジメント力を高めるための研修を実施します。
- 外部有識者による保育の質向上に関する提案内容を踏まえ、必要な取り組みを進めてまいります。

- (3) 職員間の意思疎通や情報共有、日々の保育の振り返りの機会を増やし、より良い対応や子どもへの肯定的な声掛けなどについて整理し、指摘し合いながら保育を実施していきます。
- (4) 保育所の活動内容の発信や懇談会など、保護者とのコミュニケーションを積極的に図ってまいります。
- (5) 保育所内に記録用カメラを整備し、子ども達の安全と日々の保育の振り返りに活用します。
- (6) 臨床心理士による子どもの心のケアを実施します。

4. 職員の処分

この度の一連の不適切な保育の事案に関し、以下のとおり、懲戒処分等を行いました。

(1) 不適切な保育を行った保育士：3名

① 「1. 今回確認した事案の概要」に関する処分

- ・被処分者 こども福祉部 会計年度任用職員（60歳代女性）
処分内容 戒告（令和6年3月13日付）
- ・被処分者 こども福祉部 会計年度任用職員（50歳代女性）
処分内容 戒告（令和6年3月13日付）

② 「2. 令和5年7月に公表した事案の概要」に関する処分

- ・被処分者 こども福祉部 副主査（50歳代女性）
処分内容 減給10分の1、3カ月（令和6年3月13日付）

(2) 管理監督責任：3名

- ・被処分者 こども福祉部 保育所所長（50歳代女性）
処分内容 訓告（令和6年3月13日付）
- ・被処分者 こども福祉部 保育所所長（50歳代女性）
処分内容 訓告（令和6年3月14日付）
- ・被処分者 こども福祉部 担当課長（40歳代男性）
処分内容 文書注意（令和6年3月13日付）

5. 市長コメント

この度、公立保育所において職員による不適切な保育が発生したことについて、対象となったお子様や保護者様をはじめ、同じクラスにいた子ども達など全ての利用者の皆様に心よりお詫び申し上げます。

児童の心身に有害な影響を及ぼしかねない不適切な保育は、いかなる理由があろうとも絶対に行ってはいけません。

市としましては、これまで保護者の皆様から寄せられたご意見を真摯に受け止め、外部有識者の方々から報告を受けました保育の質を向上していくための提案内容を踏まえまして、二度とこのような事態を招かぬよう、必要な対策を速やかに講じるとともに、保護者の皆様との対話を大切にしながら信頼回復に努めてまいります。

この件に関するお問合せ先

- 不適切な保育に関すること：こども福祉部 保育幼稚園課 ☎048・982・9528
- 職員の処分に関すること：政策室 職員担当 ☎048・982・9695